

1113テキスト「安全な刈払機作業のポイント」 変更箇所
 令和7年4月改訂2版第3刷 → 令和8年4月改訂2版第4刷

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
3	目次	2-4-4-1 蜂の種類とその対策 ……51 (新設) 2-4-5 その他危険な動植物 ……56 2-4-6 熱中症予防対策 ……57	2-4-4-1 蜂の種類とその対策 ……51 2-4-5 マダニを媒介とした「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について ……56 2-4-6 その他危険な動植物 ……59 2-4-7 熱中症予防対策 ……60
4 ~ 6	目次 (順次4頁 後ろへ)	第3章 刈払機の点検及び整備に関する知識 3-1 刈払機の点検・整備の方法 ……62 3-1-1 刈払機の点検 ……62 3-1-1-1 毎日の点検 ……62 ~ 6-5-8 日本産業規格 刈払機用回転刈刃(抜粋) ……176 参考 ナイロンコードを使用する際の刈払機作業での注意事項 ……180	第3章 刈払機の点検及び整備に関する知識 3-1 刈払機の点検・整備の方法 ……66 3-1-1 刈払機の点検 ……66 3-1-1-1 毎日の点検 ……66 ~ 6-5-8 日本産業規格 刈払機用回転刈刃(抜粋) ……180 参考 ナイロンコードを使用する際の刈払機作業での注意事項 ……184
15	下から5行目	ナイロンコード使用上の注意事項は 180ページのを参照。	ナイロンコード使用上の注意事項は 184ページのを参照。
27	上から13行目	(57ページ参照)	(61ページ参照)
56	全文	(新規)	2-4-5 マダニを媒介とした「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」について 重症熱性血小板減少症候群 ~ 重要です。
56	タイトル番号	2-4-5 その他危険な動植物 作業環境は、多様な自然環境であり、～洗い流すこと。	2-4-6 その他危険な動植物 作業環境は、多様な自然環境であり、～洗い流すこと。
57~59	全文	2-4-6 熱中症予防対策 作業中、熱中症を起こす ~ 対策が必要である。	2-4-7 熱中症予防対策 全文修正、イラストの更新
59	表の修正	熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別状況 (平成30年~令和4年) 表の修正	熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別状況 (令和元年~令和5年) 表の修正(直近データへ更新)
68	下から3行目	(70ページ参照)	(74ページ参照)
71	下から3行目	176ページ参照	180ページ参照
82	下から3行目	(74ページ参照)	(78ページ参照)
85	上から5行目	急斜地では、	急傾斜地では、
103	下から1行目	同第634条(救急用具の内容)	(削除)
115	上から5行目	(147ページ)又は表(150ページ)	(150ページ)又は表(154ページ)
128	上から9行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 及び労働者以外の者 で労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事するものは 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
129	上から11行目	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者 は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
129	上から13行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者 が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

136	上から9行目 (第3編 衛生基準と第9章 救急用具の間に挿入)	第3編 衛生基準 (新設) 第9章 救急用具	第3編 衛生基準 第5章 温度及び湿度 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。 第9章 救急用具
136	下から6行目	(救急用具の内容) 第634条 事業者は、前条第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。 二 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬 三 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等	(削除)
奥付 181	枠内	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 令和6年7月 改訂2版 第2刷	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 1行削除
	枠内	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 令和7年4月 改訂2版 第3刷	改訂2版 安全な刈払機作業のポイント 令和7年4月 改訂2版 第3刷 の下に 令和8年4月 改訂2版 第4刷 を追加
	枠内	定価2,750円 (本体価格2,500円 + 税) 送料別	定価 3,080円 (本体価格 2,800円 + 税) 送料別
	枠外	25,043,600	26,044,000
裏表紙	右上	定価2,750円 (本体価格2,500円 + 税) 送料別	定価 3,080円 (本体価格 2,800円 + 税) 送料別